

第30回幕別町農業委員会総会議事録

1 開催日時 令和元年12月25日(水)午後3時00分から午後4時28分まで

2 開催場所 幕別町役場3階会議室3-A

3 出席委員(23名)

会長	24番	谷内	雅貴
会長職務代理者	23番	鯖戸	英明
	1番	香西	浩志
	3番	高野	英一
	4番	渡邊	ひろ子
	5番	井田	留吉
	6番	齊藤	一男
	7番	前川	厚司
	8番	橋本	浩弥
	9番	高橋	孝二
	10番	深松	俊英
	11番	蛭原	一治
	12番	石川	雅洋
	13番	森	勤子
	14番	飛田	榮
	15番	齊藤	正孝
	16番	西田	利幸
	17番	帰山	茂義
	18番	吉田	正宏
	19番	中村	富士男
	20番	棚	範貴
	21番	澤邊	佳範
	22番	松本	誠

4 欠席委員(1名) 2番 菅野 能稔

5 議事日程

- 1) 開会
- 2) 議事録署名委員
- 3) 諸般の報告
- 4) 報告

第1号 農地所有適格法人報告書の受理について

第2号 所有権移転に係る利用調整結果の報告について

第3号 農地台帳整備に係る現況地目の確認について

議案

第1号 農用地の買入協議に係る要請について

第2号 農地の賃貸借契約等の合意解約通知の成立状況の確認について

第3号 農業振興地域の整備に関する法律による農用地区域の用途変更について

- 第4号 農業振興地域の整備に関する法律による農用地区域の除外について
- 第5号 農業経営基盤強化促進法第18条の規定による農用地利用集積計画の決定について
- 第6号 農地法第3条の規定による許可申請について
- 第7号 農地法第5条の規定による許可申請について
- 第8号 現況証明について

- 6 事務局長 廣瀬 紀幸
- 忠類支局長 高橋 宏邦
- 農地振興係長 岩岡 夢貴
- 忠類支局農地振興係長 鈴木 亮二
- 農地振興係主査 菅原美栄子
- 忠類支局農地振興係主任 東出 和也

7 会議の概要

議長	<p>幕別町農業委員会会議規則第8条第1項の規定により、定足数に達しておりますので、ただ今から第30回農業委員会総会を開催いたします。</p> <p>次に、議事録署名委員を会議規則第13条第2項の規定により指名をいたします。議事録署名委員に13番 森委員、14番 飛田委員を指名いたします。よろしくお願いたします。</p> <p>次に諸般の報告を事務局から申し上げます。</p>
事務局	<p>諸般の報告を申し上げます。</p> <p>会議規則第4条の規定により、2番 菅野委員より欠席する旨の届出がございましたので報告いたします。</p>
議長	<p>次に、報告第1号「農地所有適格法人報告書の受理について」を議題といたします。事務局から報告第1号の説明をいたします。</p>
事務局	<p>報告第1号「農地所有適格法人報告書の受理について」、XXXXXXXXXX XXXXXXXXXX 計1法人から提出がありましたのでご報告いたします。 書類等完備されておりましたので受理いたしました。 以上説明を終わります。</p>
議長	<p>報告第1号について説明を申し上げました。質疑ございませんか。</p> <p>(発言なし)</p>
議長	<p>質疑がないようですので、報告第1号については報告のとおり承認されました。</p>

議長	<p>次に、報告第2号「所有権移転に係る利用調整結果の報告について」を議題といたします。</p> <p>事務局から報告第2号1番から8番の説明をいたします。</p>
事務局	<p>報告第2号「所有権移転に係る利用調整結果の報告について」、公益財団法人幕別町農業振興公社の所有権の移転に係る利用調整の結果を報告します。</p> <p>案件は議案書1ページから3ページの、今月16日及び17日に町公社が利用調整を行った8件であります。内容につきましては記載のとおりです。</p> <p>以上で報告を終わります。</p>
議長	<p>報告第2号1番から8番について説明を申し上げました。質疑ございませんか。</p> <p>(発言なし)</p>
議長	<p>質疑がないようですので、報告第2号1番から8番については報告のとおり承認されました。</p>
議長	<p>次に、報告第3号「農地台帳整備に係る現況地目の確認について」を議題といたします。</p> <p>事務局から報告第3号1番から5番の説明をいたします。</p>
事務局	<p>報告第3号「農地台帳整備に係る現況地目の確認について」、農地台帳整備に係る下記の農地の現況地目について、現況の確認を行っておりますので報告します。案件は議案書4ページから5ページの5件でございます。</p> <p>今月18日の現地調査で現況について記載のとおり確認いたしました。</p> <p>以上で報告を終わります。</p>
議長	<p>報告第3号1番から5番について説明を申し上げました。質疑ございませんか。</p> <p>(発言なし)</p>
議長	<p>質疑がないようですので、報告第3号1番から5番については報告のとおり承認されました。</p>
議長	<p>次に、議案第1号「農用地の買入協議に係る要請について」を議題といたします。</p> <p>議案第1号1番、2番について事務局から説明をいたします。</p>
事務局	<p>議案第1号「農用地の買入協議に係る要請について」、農業経営基盤強化促進法第15条第1項の規定に基づき、所有権移転に係る利用調整の申出があった下記の農地について、公益財団法人北海道農業公社による買い入れが特に必要と認められるので、同法第16条第1項に基づく要請をすることについて議決を求</p>

めます。

【議案第1号1番、2番について議案書をもとに朗読】

以上で説明を終わります。

議長

それでは、質疑を行います。質疑ございませんか。

(発言なし)

議長

質疑なしとします。採決をいたします。議案第1号1番、2番について、原案のとおり決することに異議ございませんか。

【全員異議なしの声】

議長

異議なしとします。よって議案第1号1番、2番は原案のとおり可決されました。

議長

次に、議案第2号「農地の賃貸借契約等の合意解約通知の成立状況の確認について」を議題といたします。

議案第2号1番から13番について事務局から説明をいたします。

事務局

議案第2号「農地の賃貸借契約等の合意解約通知の成立状況の確認について」、農地法第18条の規定により合意解約通知があったので審議を求めます。

【議案第2号1番から13番について議案書をもとに朗読】

5番から10番は、売買のため、11番から13番は賃貸のために解約するものです。

以上の13件につきましては、農地法第18条の規定に基づき合意解約がなされており、賃貸借の解約が成立しているものと考えております。

以上で説明を終わります。

議長

それでは、質疑を行います。質疑ございませんか。

(発言なし)

議長

質疑なしとします。採決をいたします。議案第2号1番から13番について、原案のとおり決することに異議ございませんか。

【全員異議なしの声】

議長

異議なしとします。よって議案第2号1番から13番は原案のとおり可決されました。

議長

次の議案第2号14番につきましては、中村委員の事案が含まれておりますので、農業委員会法第31条の規定に基づく議事参与の制限により本案件の審議開始から終了まで退席をお願いいたします。

(19番 中村委員退席)

それでは、議案第2号14番について事務局から説明をいたします。

事務局

【議案第2号14番について議案書をもとに朗読】

以上の1件につきましては、農地法第18条の規定に基づき合意解約がなされておりますので、賃貸借の解約が成立しているものと考えております。

以上で説明を終わります。

議長

それでは、質疑を行います。質疑ございませんか。

(発言なし)

議長

質疑なしとします。採決をいたします。議案第2号14番について、原案のとおり決することに異議ございませんか。

【全員異議なしの声】

議長

異議なしとします。よって議案第2号14番は原案のとおり可決されました。

(19番 中村委員 着席)

議長

次に、議案第3号「農業振興地域の整備に関する法律による農用地区域の用途変更について」を議題といたします。

議案第3号1番、2番について事務局から説明をいたします。

事務局

議案第3号「農業振興地域の整備に関する法律による農用地区域の用途変更について」、幕別町農業振興地域整備計画の変更について、幕別町より諮問があったので審議を求めます。

【議案第3号1番について議案書をもとに朗読】

この案件につきましてはバンカーサイロ等の建設を目的に農用地区域から農業用施設用地への用途変更を求めるものとなっております。

【議案第3号2番について議案書をもとに朗読】

この案件については、スタック堆積場等の建設を目的に農用地区域の農地から農業用施設用地への用途変更を求めるものとなっております。

これらの用途変更の要件につきましては、全て要件を満たしていると考えておりますので、よろしくご審議のほどお願いいたします。

議長

それでは、質疑を行います。質疑ございませんか。

(発言なし)

議長

質疑なしとします。採決をいたします。議案第3号1番、2番について、異議ございませんか。

【全員異議なしの声】

議長

異議なしとします。よって議案第3号1番、2番は異議がない旨、幕別町へ回答いたします。

議長

次の議案第4号1番につきましては、齊藤正孝委員の事案が含まれておりますので、農業委員会法第31条の規定に基づく議事参与の制限により本案件の審議開始から終了まで退席をお願いいたします。

(15番 齊藤正孝委員退席)

それでは、議案第4号「農業振興地域の整備に関する法律による農用地区域の除外について」を議題といたします。

議案第4号1番について事務局から説明をいたします。

事務局

議案第4号「農業振興地域の整備に関する法律による農用地区域の除外について」、幕別町農業振興地域整備計画の変更について幕別町より諮問があったので審議を求めます。

【議案第4号1番について議案書をもとに朗読】

以上の案件につきましては、農家住宅の建設を目的に農用地区域からの除外を求めるものとなっております。除外の要件につきましては、全て要件を満たしていると考えておりますので、よろしくご審議のほどお願いいたします。

議長

それでは、質疑を行います。質疑ございませんか。

(発言なし)

議長

質疑なしとします。採決をいたします。議案第4号1番について、異議ございませんか。

【全員異議なしの声】

議長

異議なしとします。よって議案第4号1番は異議がない旨、幕別町へ回答をいたします。

(15番 齊藤正孝委員 着席)

議長 次に、議案第5号「農業経営基盤強化促進法第18条の規定による農用地利用集積計画の決定について」を議題といたします。議案第5号1番、2番について事務局から説明をいたします。

事務局 議案第5号「農業経営基盤強化促進法第18条の規定による農用地利用集積計画について」、農業経営基盤強化促進法第18条の規定に基づき、幕別町より決定の求められた下記の農用地利用集積計画について議決を求めます。

【議案第5号1番、2番について議案書をもとに朗読】

以上の計画要請の内容はお手元に配布してございます、別添農業経営基盤強化促進法第18条調査書1ページのとおり、経営面積、従事日数など、同法第18条第3項の各要件を満たしていると考えます。

以上で議案の説明を終わります。

議長 それでは地区担当委員から、補足説明をお願いいたします。

18番 18番説明いたします。これらの案件は、更新であります。借主は意欲的に営農に取り組んでいますので、今回の利用権の設定については問題ないと思います。

以上で説明を終わります。

議長 それでは質疑を行います。質疑ございませんか。

(発言なし)

議長 質疑なしとします。採決をいたします。議案第5号1番、2番について原案のとおり決することに異議ございませんか。

【全員異議なしの声】

議長 異議なしとします。よって議案第5号1番、2番は原案のとおり可決されました。

議長 次に、議案第5号3番、4番について事務局から説明をいたします。

事務局 【議案第5号3番、4番について議案書をもとに朗読】

以上の計画要請の内容はお手元に配布してございます、別添農業経営基盤強化促進法第18条調査書2ページのとおり、経営面積、従事日数など、同法第18条第3項の各要件を満たしていると考えます。

以上で議案の説明を終わります。

議長 それでは地区担当委員から、補足説明をお願いいたします。

16番 16番説明します。これらの案件は、更新であります。借主は意欲的に営農に取り組んでいますので、今回の利用権の設定は問題ないと思います。
以上で説明を終わります。

議長 それでは、質疑を行います。質疑ございませんか。

(発言なし)

議長 質疑なしとします。採決をいたします。議案第5号3番、4番について、原案のとおり決することに異議ございませんか。

【全員異議なしの声】

議長 異議なしとします。よって議案第5号3番、4番は原案のとおり可決されました。

議長 次に、議案第5号5番から8番について事務局から説明をいたします。

事務局 【議案第5号5番から8番について議案書をもとに朗読】

以上の計画要請の内容はお手元に配布してございます、別添農業経営基盤強化促進法第18条調査書3ページから4ページのとおり、経営面積、従事日数など、同法第18条第3項の各要件を満たしていると考えます。
以上で議案の説明を終わります。

議長 それでは地区担当委員から、補足説明をお願いいたします。

19番 19番説明いたします。これらの案件は、更新であります。借主は意欲的に営農に取り組んでいるので、今回の利用権の設定については問題ないと思います。
以上で説明を終わります。

議長 それでは、質疑を行います。質疑ございませんか。

(発言なし)

議長 質疑なしとします。採決をいたします。議案第5号5番から8番について、原案のとおり決することに異議ございませんか。

【全員異議なしの声】

議長 異議なしとします。よって議案第5号5番から8番は原案のとおり可決されました。

議長 次に、議案第5号9番、10番について事務局から説明をいたします。

事務局 【議案第5号9番、10番について議案書をもとに朗読】

以上の計画要請の内容はお手元に配布してございます、別添調査書5ページに記載されておりますとおり、経営面積、従事日数など、農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしていると考えます。

以上で議案の説明を終わります。

議長

それでは地区担当委員から、補足説明をお願いいたします。

3番

3番説明いたします。これらの案件につきましては、更新であります。借主は意欲的に営農に取り組んでいるため、今回の利用権の設定については問題ないと思います。以上で説明を終わります。

議長

それでは、質疑を行います。質疑ございませんか。

(発言なし)

議長

質疑なしとします。採決をいたします。議案第5号9番、10番について、原案のとおり決することに異議ございませんか。

【全員異議なしの声】

議長

異議なしとします。よって議案第5号9番、10番は原案のとおり可決されました。

議長

次に、議案第5号11番、12番について事務局から説明をいたします。

事務局

【議案第5号11番、12番について議案書をもとに朗読】

以上の計画要請の内容はお手元に配布してございます、別添農業経営基盤強化促進法第18条調査書6ページのとおり、経営面積、従事日数など、同法第18条第3項の各要件を満たしていると考えております。

以上で議案の説明を終わります。

議長

それでは地区担当委員から、補足説明をお願いいたします。

17番

17番説明いたします。これらの案件は、今年9月に町公社が利用調整を行ったものあります。借主は買受予定者であり、意欲的に営農に取り組んでいるので、今回の利用権の設定については問題ないと思います。

以上で説明を終わります。

議長

それでは、質疑を行います。質疑ございませんか。

(発言なし)

議長

質疑なしとします。採決をいたします。議案第5号11番、12番について、原案のとおり決することに異議ございませんか。

【全員異議なしの声】

議長 異議なしとします。よって議案第5号11番、12番は原案のとおり可決されました。

議長 次に、議案第5号13番について事務局から説明をいたします。

事務局 【議案第5号13番について議案書をもとに朗読】

以上の計画要請の内容はお手元に配布してございます、別添農業経営基盤強化促進法第18条調査書7ページ上段のとおり、経営面積、従事日数など、同法第18条第3項の各要件を満たしていると考えます。

以上で議案の説明を終わります。

議長 それでは地区担当委員から、補足説明をお願いいたします。

11番 11番説明します。この案件は、今年9月に町公社が利用調整を行った案件であります。借主は買受予定者であり、意欲的に営農に取り組んでいるため、今回の利用権の設定については問題ないと思います。

以上で説明を終わります。

議長 それでは、質疑を行います。質疑ございませんか。

(発言なし)

議長 質疑なしとします。採決をいたします。議案第5号13番について、原案のとおり決することに異議ございませんか。

【全員異議なしの声】

議長 異議なしとします。よって議案第5号13番は原案のとおり可決されました。

議長 次に、議案第5号14番について事務局から説明をいたします。

事務局 所有権に移ります。

【議案第5号14番について議案書をもとに朗読】

以上の計画要請の内容はお手元に配布してございます、別添農業経営基盤強化促進法第18条調査書7ページ下段のとおり、経営面積、従事日数など、同法第18条第3項の各要件を満たしていると考えております。

以上で議案の説明を終わります。

議長 それでは地区担当委員から、補足説明をお願いいたします。

22番 22番説明いたします。この案件は、11月に町公社が利用調整を行い、同じく

11月に買入要請を行ったものであります。譲受人は農地中間管理機構である北海道農業公社ですので、今回の所有権の移転については問題ないと思います。以上で説明を終わります。

議長

それでは、質疑を行います。質疑ございませんか。

(発言なし)

議長

質疑なしとします。採決をいたします。議案第5号14番について、原案のとおり決することに異議ございませんか。

【全員異議なしの声】

議長

異議なしとします。よって議案第5号14番は原案のとおり可決されました。

議長

次に、議案第5号15番、16番について事務局から説明をいたします。

事務局

【議案第5号15番、16番について議案書をもとに朗読】

以上の計画要請の内容はお手元に配布してございます。別添農業経営基盤強化促進法第18条調査書8ページのとおり、経営面積、従事日数など、同法第18条第3項の各要件を満たしていると考えます。

以上で議案の説明を終わります。

議長

それでは地区担当委員から、補足説明をお願いいたします。

23番

23番説明いたします。これらの案件は、11月に町公社が利用調整を行い、同じく11月に買入要請を行ったものであります。譲受人は農地中間管理機構である北海道農業公社ですので、今回の所有権の移転については問題ないと思います。以上で説明を終わります。

議長

それでは、質疑を行います。質疑ございませんか。

(発言なし)

議長

質疑なしとします。採決をいたします。議案第5号15番、16番について、原案のとおり決することに異議ございませんか。

【全員異議なしの声】

議長

異議なしとします。よって議案第5号15番、16番は原案のとおり可決されました。

議長

次に、議案第5号17番について事務局から説明をいたします。

事務局

【議案第5号17番について議案書をもとに朗読】

以上の計画要請の内容はお手元に配布してございます、別添農業経営基盤強化促進法第18条調査書9ページ上段のとおり、経営面積、従事日数など、同法第18条第3項の各要件を満たしていると考えます。

以上で議案の説明を終わります。

議長 それでは地区担当委員から、補足説明をお願いいたします。

15番 15番説明いたします。この案件は、11月に町公社が利用調整を行い、同じく11月に買入要請を行ったものであります。譲受人は農地中間管理機構である北海道農業公社ですので、今回の所有権の移転については問題ないと思います。以上で説明を終わります。

議長 それでは、質疑を行います。質疑ございませんか。

(発言なし)

議長 質疑なしとします。採決をいたします。議案第5号17番について、原案のとおり決することに異議ございませんか。

【全員異議なしの声】

議長 異議なしとします。よって議案第5号17番は原案のとおり可決されました。

議長 次に、議案第5号18番について事務局から説明をいたします。

事務局 【議案第5号18番について議案書をもとに朗読】

以上の計画要請の内容はお手元に配布してございます、別添農業経営基盤強化促進法第18条調査書9ページ下段のとおり、経営面積、従事日数など、同法第18条第3項の各要件を満たしていると考えます。

以上で議案の説明を終わります。

議長 それでは地区担当委員から、補足説明をお願いいたします。

17番 17番説明いたします。この案件は、今月17日に町公社が利用調整を行ったものであります。譲受人は意欲的に営農に取り組んでいるので、今回の所有権の移転については問題ないと思います。以上で説明を終わります。

議長 それでは、質疑を行います。質疑ございませんか。

(発言なし)

議長 質疑なしとします。採決をいたします。議案第5号18番について、原案のとおり決することに異議ございませんか。

【全員異議なしの声】

議長 異議なしとします。よって議案第5号18番は原案のとおり可決されました。

議長 次に、議案第5号19番について事務局から説明をいたします。

事務局 【議案第5号19番について議案書をもとに朗読】

以上の計画要請の内容はお手元に配布してございます、別添農業経営基盤強化促進法第18条調査書10ページのとおり、経営面積、従事日数など、同法第18条第3項の各要件を満たしていると考えます。

以上で議案の説明を終わります。

議長 それでは地区担当委員から、補足説明をお願いいたします。

21番 21番説明いたします。この案件は、今月16日に町公社が利用調整を行ったものであります。譲受人は意欲的に営農に取り組んでいるので、今回の所有権の移転については問題ないと思います。

以上で説明を終わります。

議長 それでは、質疑を行います。質疑ございませんか。

(発言なし)

議長 質疑なしとします。採決をいたします。議案第5号19番について、原案のとおり決することに異議ございませんか。

【全員異議なしの声】

議長 異議なしとします。よって議案第5号19番は原案のとおり可決されました。

議長 次に議案第6号「農地法第3条の規定による許可申請について」を議題といたします。

議案第6号1番について事務局から説明をいたします。

事務局 議案第6号「農地法第3条の規定による許可申請について」、農地法第3条の規定による許可申請があったので審議を求めます。

【議案第6号1番について議案書をもとに朗読】

この案件は別添、調査書1ページに記載されておりますとおり、農地法第3条第2項各号に該当しないため、許可要件をすべて満たすと考えております。

以上で説明を終わります。

議長 それでは地区担当委員から、補足説明をお願いいたします。

22番 22番説明いたします。この案件は、親子間の使用貸借でありますので、周辺農地への影響はないと考えております。なお詳細につきましては、事務局説明のとおりですのでよろしくお願いいたします。

議長 それでは、質疑を行います。質疑ございませんか。

(発言なし)

議長 質疑なしとします。採決をいたします。
議案第6号1番について、原案のとおり決することに異議ございませんか。

【全員異議なしの声】

議長 異議なしとします。よって議案第6号1番は原案のとおり可決されました。

議長 次に、議案第6号2番、3番について事務局から説明をいたします。

事務局 【議案第6号2番、3番について議案書をもとに朗読】

この案件は別添、調査書2ページから3ページに記載されておりますとおり、農地法第3条第2項各号に該当しないため、許可要件をすべて満たすと考えております。

以上で説明を終わります。

議長 それでは地区担当委員から、補足説明をお願いいたします。

23番 23番説明いたします。2番の案件は後継者への使用貸借、3番の案件は親子間の使用貸借ですので、周辺農地への影響はないと考えております。なお、詳細につきましては、事務局説明のとおりですのでよろしくお願いいたします。

議長 それでは、質疑を行います。質疑ございませんか。
蛭原委員。

11番 申請事由の関係でちょっとわからなのだけど、親子の案件と、もう片方は親子ではない案件だと思うのですが。

議長 2番と3番の案件ですね。2番の関わり合いと3番の関わり合いが違うけどどうなっているのですかということですか。

11番 その関係で、後継者への使用貸借となると両方、親を指すことになるのではないかと思って、表現が。

議長 説明の仕方が、親子ではないと。
係長。

事務局 関係ですけれども、まず2番の■■■■さんは■■■■さんからみて、おじいちゃんです。3番は■■■■さん、お父さんということで後継者への使用貸借、経営

再設定でありますので、周辺農地への影響はないと考えております。なお、詳細につきましては、事務局説明のとおりですので、よろしく申し上げます。

議長 それでは、質疑を行います。質疑ございませんか。

(発言なし)

議長 質疑なしとします。採決をいたします。
議案第6号4番について、原案のとおり決することに異議ございませんか。

【全員異議なしの声】

議長 異議なしとします。よって議案第6号4番は原案のとおり可決されました。

議長 次に、議案第6号5番について事務局から説明をいたします。

事務局 【議案第6号5番について議案書をもとに朗読】

この案件は別添、調査書5ページに記載されておりますとおり、農地法第3条第2項各号に該当しないため、許可要件をすべて満たすと考えております。以上で説明を終わります。

議長 それでは地区担当委員から、補足説明をお願いいたします。

19番 19番説明いたします。この案件は、親子間の使用貸借ですので、周辺農地への影響はないと考えております。なお、詳細につきましては、事務局説明のとおりですので、よろしく申し上げます。

議長 それでは、質疑を行います。質疑ございませんか。

(発言なし)

議長 質疑なしとします。採決をいたします。
議案第6号5番について、原案のとおり決することに異議ございませんか。

【全員異議なしの声】

議長 異議なしとします。よって議案第6号5番は原案のとおり可決されました。

議長 次に、議案第6号6番について事務局から説明をいたします。

事務局 【議案第6号6番について議案書をもとに朗読】

この案件は、農業経営を個人経営から法人経営に移行する農地所有適格法人設立に伴う農地の貸付案件であります。内容につきましては、別添調査書6ページに記載されておりますとおり、同法第3条第2項各号に該当しないため、

許可要件を全て満たすと考えております。
以上で説明を終わります。

議長 それでは地区担当委員から、補足説明をお願いいたします。

3番 3番説明いたします。この案件は、農地所有適格法人設立に伴う使用貸借でありますので、周辺農地への影響はないと考えております。なお詳細につきましては、事務局説明のとおりですので、よろしく申し上げます。

議長 それでは、質疑を行います。質疑ございませんか。

(発言なし)

議長 質疑なしとします。採決をいたします。
議案第6号6番について、原案のとおり決することに異議ございませんか。

【全員異議なしの声】

議長 異議なしとします。よって議案第6号6番は原案のとおり可決されました。

議長 次に、議案第6号7番について事務局から説明をいたします。

事務局 【議案第6号7番について議案書をもとに朗読】

この案件は別添、調査書7ページに記載されておりますとおり、農地法第3条第2項各号に該当しないため、許可要件をすべて満たすと考えております。
以上で説明を終わります。

議長 それでは地区担当委員から、補足説明をお願いいたします。

6番 6番説明します。この案件は、後継者への使用貸借期間の満了に伴う権利の再設定でありますので、周辺農地への影響はないと考えております。なお、詳細につきましては、事務局説明のとおりですので、よろしく申し上げます。

議長 それでは、質疑を行います。質疑ございませんか。

(発言なし)

議長 質疑なしとします。採決をいたします。
議案第6号7番について、原案のとおり決することに異議ございませんか。

【全員異議なしの声】

議長 異議なしとします。よって議案第6号7番は原案のとおり可決されました。

議長 次に、議案第6号8番、9番について事務局から説明をいたします。

事務局

【議案第6号8番、9番について議案書をもとに朗読】

この案件は別添、調査書8ページから9ページに記載されておりますとおり、農地法第3条第2項各号に該当しないため、許可要件をすべて満たすと考えております。

以上で説明を終わります。

議長

それでは地区担当委員から、補足説明をお願いいたします。

22番

22番説明いたします。これら案件は、今月18日に高橋委員、深松委員、事務局とで現地調査を行い、周辺農地への影響がないことを確認しております。なお、詳細につきましては、事務局説明のとおりですので、よろしく申し上げます。

議長

それでは、質疑を行います。質疑ございませんか。

(発言なし)

議長

質疑なしとします。採決をいたします。

議案第6号8番、9番について、原案のとおり決することに異議ございませんか。

【全員異議なしの声】

議長

異議なしとします。よって議案第6号8番、9番は原案のとおり可決されました。

議長

次に、議案第6号10番について事務局から説明をいたします。

事務局

【議案第6号10番について議案書をもとに朗読】

この案件は別添調査書10ページに記載されておりますとおり、農地法第3条第2項各号に該当しないため、許可要件をすべて満たすと考えております。

以上で説明を終わります。

議長

それでは地区担当委員から、説明をお願いいたします。

16番

16番説明いたします。この案件は、今月18日に高橋委員、深松委員、事務局とで現地調査を行い、周辺農地への影響がないことを確認しております。なお、詳細につきましては、事務局説明のとおりですので、よろしく申し上げます。

議長

それでは、質疑を行います。質疑ございませんか。

(発言なし)

議長

質疑なしとします。採決をいたします。

議案第6号10番について、原案のとおり決することに異議ございませんか。

【全員異議なしの声】

議長 異議なしとします。よって議案第6号10番は原案のとおり可決されました。

議長 次に、議案第6号11番、12番について事務局から説明をいたします。

事務局 【議案第6号11番、12番について議案書をもとに朗読】

この案件は別添調査書11ページから12ページに記載されておりますとおり、農地法第3条第2項各号に該当しないため、許可要件をすべて満たすと考えております。

以上で説明を終わります。

議長 それでは地区担当委員から、補足説明をお願いいたします。

21番 21番説明いたします。これらの案件は、今日18日に高橋委員、深松委員、事務局とで現地調査を行い、周辺農地への影響がないことを確認しております。なお、詳細につきましては、事務局説明のとおりですので、よろしく申し上げます。

議長 それでは、質疑を行います。質疑ございませんか。

(発言なし)

議長 質疑なしとします。採決をいたします。
議案第6号11番、12番について、原案のとおり決することに異議ございませんか。

【全員異議なしの声】

議長 異議なしとします。よって議案第6号11番、12番は原案のとおり可決されました。

議長 次に、議案第6号13番について事務局から説明をいたします。

事務局 【議案第6号13番について議案書をもとに朗読】

この案件は別添調査書13ページに記載されておりますとおり、農地法第3条第2項各号に該当しないため、許可要件をすべて満たすと考えております。

以上で説明を終わります。

議長 それでは地区担当委員から、補足説明をお願いいたします。

5番 5番説明いたします。この案件は、今日18日に菅野委員、高野委員、事務局

とで現地調査を行い、周辺農地への影響がないことを確認しております。なお、詳細につきましては、事務局説明のとおりですので、よろしく申し上げます。

議長

それでは、質疑を行います。質疑ございませんか。

(発言なし)

議長

質疑なしとします。採決をいたします。
議案第6号13番について、原案のとおり可決することに異議ございませんか。

【全員異議なしの声】

議長

異議なしとします。よって議案第6号13番は原案のとおり可決されました。

議長

次に、議案第6号14番について事務局から説明をいたします。

事務局

【議案第6号14番について議案書をもとに朗読】

この案件は別添、調査書14ページに記載されておりますとおり、農地法第3条第2項各号に該当しないため、許可要件をすべて満たすと考えております。以上で説明を終わります。

議長

それでは地区担当委員から、説明をお願いいたします。

21番

21番説明いたします。この案件は、今月18日に高橋委員、深松委員、事務局とで現地調査を行い、周辺農地への影響がないことを確認しております。なお、詳細につきましては、事務局説明のとおりですので、よろしく申し上げます。

議長

それでは、質疑を行います。質疑ございませんか。

(発言なし)

議長

質疑なしとします。採決をいたします。
議案第6号14番について、原案のとおり決することに異議ございませんか。

【全員異議なしの声】

議長

異議なしとします。よって議案第6号14番は原案のとおり可決されました。

議長

次に、議案第7号「農地法第5条の規定による許可申請について」を議題といたします。議案第7号1番について事務局から説明をいたします。

事務局

議案第7号「農地法第5条の規定による許可申請について」、農地法第5条の規定による許可申請があったので審議を求めます。

【議案第7号1番について議案書をもとに朗読】

この案件は、格納庫等の建設を目的とする転用でございます。なお、農地区分は農用地であります。農用地は原則不許可であります。本件は農振農用地区域の指定用途への転用であることから問題ないと考えております。

なお立地基準、一般基準等の詳細につきましては別添農地転用許可申請に係る審査書に記載されているとおりでございます。よろしくお願いいたします。

議長 それでは、地区担当委員から補足説明をお願いいたします。

20番 20番説明いたします。この案件は、今月18日に高橋委員、深松委員、事務局とで現地調査を行い、周辺農地への影響がないことを確認しております。なお、詳細につきましては、事務局説明のとおりでありますので、よろしくお願いいたします。

議長 それでは質疑を行います。質疑ございませんか。

(発言なし)

議長 質疑なしとします。採決をいたします。議案第7号1番について原案のとおり決することに異議ございませんか。

【全員異議なしの声】

議長 異議なしとします。よって議案第7号1番は原案のとおり可決されました。

議長 次に、議案第8号「現況証明について」を議題といたします。議案第8号1番について事務局から説明をいたします。

事務局 議案第8号「現況証明について」、農地法関係事務処理要領に基づき、土地の現況証明願があったので審議を求めます。

【議案第8号1番について議案書をもとに朗読】

以上で説明を終わります。

議長 それでは、地区担当委員から補足説明をお願いいたします。

16番 16番説明いたします。この案件は、地目変更登記を目的に証明を求めるものであります。今月18日に高橋委員、深松委員、事務局とで現地調査を行い、農地、採草放牧地以外であることを確認しておりますので、よろしくお願いいたします。

議長 それでは質疑を行います。質疑ございませんか。

(発言なし)

議長

質疑なしとします。採決をいたします。議案第8号1番について原案のとおり決することに異議ございませんか。

【全員異議なしの声】

議長

異議なしとします。よって議案第8号1番は原案のとおり可決されました。

議長

議案は以上であります。
これをもちまして、第30回農業委員会総会を閉会します。

事務局

ご起立願います。ご苦勞様でした。